

令和4年度

**幼稚園教諭免許状取得特例講習
募集要項**



四天王寺大学

**四天王寺大学短期大学部
地域連携推進センター**

1. 開設の趣旨	2
2. 特例制度の対象者	2
3. 講座区分・日程.....	3
4. 授業時間.....	3
5. 受講定員.....	3
6. 会場.....	3
7. 受講料	3
8. 履修認定試験及び履修認定の評価基準	4
9. 履修認定及び証明書の送付	4
10. 幼稚園免許の取得について	4
11. 受講申し込みについて.....	4
12. 受講に関する注意事項.....	4
13. 不測の事態が発生した場合の授業の実施について	5
14. 受講辞退（キャンセル）について.....	5
15. 個人情報の取り扱いについて.....	5
16. 駐車場について.....	5
17. 講習会場への交通アクセス	5
18. お問い合わせ先.....	5
19. 講座内容一覧	6
20. 新型コロナウイルス感染防止のための注意事項.....	6

1. 開設の趣旨

認定こども園法の改正（平成 27 年度）により、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有していることを原則としています。新たな「幼保連携型認定こども園制度」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、施行後 5 年間は「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」となることのできる経過措置を設けることとなりました。これを受け本学では「保育教諭」の人材確保の一助となるべく、保育士資格のみ有する方の幼稚園教諭の免許状取得が促進されるよう幼稚園教諭免許取得特例講座を開設します。

2. 特例制度の対象者

(1)・(2)のいずれにも該当する方を対象としています。

(1). 保育士資格を有する方。

(2). 以下の施設で「3年以上かつ4320時間以上（4320時間は実労働時間）」実務経験を有する方（実務経験は複数施設における合算も可）。

講座申し込み時に証明書を提出する必要はありませんが、ご自身で勤務施設に必ずご確認ください。（本学では実務経験に関するお問い合わせにはお答えできません。）

①幼稚園において、専ら幼児の保育に従事する職員

②幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員

③次の施設の保育士

(a) 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所

(b) 児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち同法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするものであって就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 1 項又は第 3 項の認定を受けたもの及び同条第 11 項の規定による公示がされたもの

(c) 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型に限る。）を行う施設

(d) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う施設（利用定員が 6 人以上であるものに限る。）

(e) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設のうち同法第 6 条の 3 第 10 項若しくは第 12 項又は第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とするもの（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く）

(f) 児童福祉法施行規則第 49 条の 2 第 3 号に規定する施設（いわゆる「幼稚園併設型認可外保育施設」）（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く）

(g) 認可外保育施設のうち、「認可外保育施設指導監督基準」を満たしていることにつき都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から証明書の交付を受けている施設（専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除く）

※特例制度の詳細は以下の文部科学省のホームページでご確認ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.htm

3. 講座区分・日程

科目区分	各教科に含める必要事項	単位数	特例教科目名	開講日
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。）	2	教職論	8月3日(水)・4日(木) 8月5日(金)・6日(土) 予備日：8/26・8/27
教育の基礎的理解に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2	教育制度論	8月22日(月)・23日(火) 8月24日(水)・25日(木) 予備日：8/29・8/30

講座内容については、6ページの「講座内容一覧」をご参照ください。

4. 授業時間

	時間	
受付	8:30	～
1時限	9:10	～ 10:40
休憩	10:40	～ 10:55
2時限	10:55	～ 12:25
休憩	12:25	～ 13:15
3時限	13:15	～ 14:45
休憩	14:45	～ 15:00
4時限	15:00	～ 16:30

5. 受講定員

各講座 15名

6. 会場

四天王寺大学（大阪府羽曳野市学園前3丁目2-1）

7. 受講料

特例教科目名	受講料	テキスト代
教職論	22,500円	
教育制度論	22,500円	

振込先指定口座

銀行名	支店名	口座種別	口座番号	口座名義
三井住友銀行	大阪第一支店	当座預金	1025039	学校法人四天王寺学園

8. 履修認定試験及び履修認定の評価基準

原則としてすべての授業に出席した方を対象に、各講座の最終日に履修認定試験を実施します。履修認定の評価基準は、履修認定試験の点数が60%以上（100点満点の場合は、60点以上）とします。

9. 履修認定及び証明書の送付

履修認定試験において合格基準に達した方には、当該講座の「学力に関する証明書(附則第10項)(幼一種免、幼二種免)」を講座終了後1カ月以内に発送します。

10. 幼稚園免許の取得について

特例制度に定める必要科目・単位を修得することにより所定の科目・単位を修得後、各自で教育職員検定を受験申請してください。教育職員検定申請時には、①本学発行の「学力に関する証明書」、②「実務に関する証明書」、③その他都道府県教育委員会が定める必要書類を提出する必要があります。

※教育職員検定申請手続きについては、都道府県教育委員会にご自身でご確認ください。

11. 受講申し込みについて

(1). ハガキ又は封書で特例教科目名・電話番号を記入し本学へ送付(5/17以降の消印有効)、先着順の受付となります。定員超過後着分については、受講不可の連絡をします。

※注:課程認定大学等で修得した単位を教育職員検定受験申請に使用可能か不可能かについては、「学力に関する証明書」をお持ちの上、教育委員会(保育士勤務の方は勤務施設のある都道府県教育委員会、現職の保育士でない方は居住地の都道府県教育委員会)でご相談ください。

(2). 本学から受講申込書等を送付します。

(3). 受講料振込み等、必要な手続き済み書類を本学へ送付して受講申し込み確定となります。

(4). 受講申し込み書及び受講料入金確認後、7月20日を目途に受講案内、受講証等を送付します。

申し込み書類郵送先

〒583-8501

大阪府羽曳野市学園前3丁目2-1 四天王寺大学 地域連携推進センター 宛

(ハガキ・封書の表面に「幼稚園教諭免許状取得特例講習受講希望」と朱書きしてください)

12. 受講に関する注意事項

【遅刻・早退・欠席等について】

原則として、遅刻・早退・欠席は認められません。(遅刻・早退・欠席される場合は必ずご連絡ください。)

連絡先: 四天王寺大学 地域連携推進センター 電話 072-956-3345

【その他】

- ◆ 大学構内の喫煙場所は限られています。
- ◆ 携帯電話、その他アラームが鳴るものは、受講中はマナーモードにするか、電源をお切りください。
- ◆ 貴重品の紛失等に関しまして本学は一切の責任を負いかねます。各自の責任において管理してください。
- ◆ 昼食は各自ご持参ください。本学食堂は利用できません。

13. 不測の事態が発生した場合の授業の実施について

大学の判断により、授業時間の繰下げ、又は休講する場合がありますので、不測の事態発生の場合は、お問い合わせ先に連絡の上、講習の有無をご確認ください。

(1). 大阪府に暴風警報または特別警報(大雨・暴風)が発表された場合。

ただし、午前7時までに解除された場合は実施します。

(2). その他不測の事態により、大学が休講すると判断した場合。

※なお、休講となった科目については、別途日程を連絡します。

14. 受講辞退（キャンセル）について

やむを得ない事情で受講をキャンセルされる場合はお電話にて早急にお申し出ください。

受講料振込み後に受講できなくなった場合、各講座開始日の前日（日・祝を除く）15時までにお申し出いただければ、1講座につき事務手数料1,000円と振込手数料を差し引いた金額を後日返金します。15時以降の場合は返金いたしません。なお、教材費についてはどちらの場合も返金いたしません。

返金手続きには別途申請書類(FAX等にて送付します)の提出が必要となります。

※返金の手続きは本学指定日に振込みにて行います（1ヶ月以内）。現金でのご返金はできません。

連絡先：四天王寺大学地域連携推進センター TEL：072-956-3345

15. 個人情報の取り扱いについて

申込み書類等にご記入いただいた個人情報は、四天王寺大学幼稚園教諭免許状取得特例講習の受講に係るご連絡及び関連書類の送付以外の目的で使用することはありません。

16. 駐車場について

学生駐車場をご利用可能です。

17. 講習会場への交通アクセス

四天王寺大学ホームページ（URL <http://www.shitennoji.ac.jp/ibu/>）「交通案内」をご覧ください。

18. 問い合わせ先

四天王寺大学 地域連携推進センター

TEL：072-956-3345

19. 講座内容一覧

特例教科目名	教職論（講義・2単位）
講座内容	教育の基礎的理解に関する科目である「教職論」を内容とする。受講者が、教育理念を確立し、教職の意義や教員の役割・教員の職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）、および進路選択に資する各種の機会の提供等に関する知識の習得を通じて、あるべき教員像を明確にすることを目指す。
講師	小磯 久美子
定員	15名

特例教科目名	教育制度論（講義・2単位）
講座内容	本授業の前半では、教育に関する法改正や政策の最近の動向を解説する。具体的には、まず、1990年代以降の行財政改革の特質を整理した上で、一連の教育改革の展開を概説する。その上で、地方教育行政法改正による教育委員会制度改革をはじめとする主要な法改正を取り挙げ、DVDなども活用しながらくわしく検討する。後半では、教育現場に視点を置き、現行の幼稚園教育要領、学習指導要領の特徴とそれを踏まえた具体的な教育実践事例を紹介するとともに、今後の幼稚園・小学校教育を展望する。
講師	浅田 昇平
定員	15名

20. 新型コロナウイルス感染防止のための注意事項

- 発熱など体調不良時は受講を取りやめてください。（申し出があれば受講料は返金します）
- 症状がなくても濃厚接触者等の疑いのある方は、保健所の指示に従ってください。
- 教室への出入り時には、入り口にあるアルコールで必ず手指消毒をお願いします。
- 受講時は必ずマスク着用をお願いします。（マスク未着用の場合は学内に入れません）
- 食堂は利用できませんので各自で昼食をご用意ください。（昼食は受講時の座席にて黙食をお願いします）
- 受講時の座席は、隣とのスペースを確保してください。（座席指定の講座もあります）
- 休憩時間には、扉や窓を開けて空気の入替えを実施します。
- エレベーターや階段では、密集しないようご注意ください。
- 各講座の教室では、講師の指示に従って行動してください。
- 新型コロナウイルス感染状況によっては、延期または中止になる可能性があります。